

裁決手続開始の決定について（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定した。

令和3年10月26日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川信濃川水系信濃川改修工事（大河津分水路改修事業・新潟県長岡市寺泊野積字須走地内から同市寺泊湊町地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所別表のとおり
- 4 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類別表のとおり
- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
令和3年10月7日（ただし、別表の「3 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類」については令和3年10月19日）

別 表

1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現 況	登記簿	実 測	
新潟県長岡市寺泊野積字須走	22番2	雑種地	雑種地	310	940.55	940.55
新潟県長岡市寺泊野積字須走	27番5	原野	雑種地	657	907.10	907.10
新潟県長岡市寺泊野積字須走	28番	雑種地	雑種地	548	2051.63	2,051.63

2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地 番	氏 名	住 所
新潟県長岡市寺泊野積字須走	22番2	矢澤 幸一	新潟県見附市学校町一丁目3番46号
新潟県長岡市寺泊野積字須走	27番5	矢澤 幸一	新潟県見附市学校町一丁目3番46号
新潟県長岡市寺泊野積字須走	28番	矢澤 幸一	新潟県見附市学校町一丁目3番46号

3 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在	地 番	氏 名	住 所	権利の種類
新潟県長岡市寺泊野積字須走	22番2	田巻 久榮	新潟県見附市今町二丁目4番12号 第3信賀コーポ2号室	賃借権
新潟県長岡市寺泊野積字須走	27番5	田巻 久榮	新潟県見附市今町二丁目4番12号 第3信賀コーポ2号室	賃借権
新潟県長岡市寺泊野積字須走	28番	田巻 久榮	新潟県見附市今町二丁目4番12号 第3信賀コーポ2号室	賃借権